本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

1　高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象の拡大等

㈠　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大することとした。（第一四条第一項第一〇号関係）

㈡　その他規定の整備をすることとした。

2　革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等

㈠　機構は、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される補助金により、令和六年三月三一日までの間に限り、１の助成金交付業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち次の要件を満たすもの並びにこれに附帯する業務に要する費用（㈢及び㈤の報告書の作成に係る業務以外の業務にあっては、令和五年三月三一日までの間に行うものに係る費用に限る。）に充てるための基金（以下「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。）を設けるものとするとともに、革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置の規定を設けることとした。（附則第一二条関係）

(1)　革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

(2)　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

㈡　機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととした。（附則第一三条関係）

㈢　機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならないこととした。（附則第一四条第一項関係）

㈣　総務大臣は、㈢の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないこととした。（附則第一四条第二項関係）

㈤　機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととした。（附則第一四条第三項関係）

㈥　その他規定の整備をすることとした。

3　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（法律第二号）（文部科学省）

1　機構の目的の追加

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）の目的に、国立大学法人から寄託された資金の運用の業務及び大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務を追加することとした。（第四条関係）

2　運用業務担当理事の新設

㈠　役員として、寄託金運用業務等を担当する運用業務担当理事一人を置くこととした。（第一〇条第三項関係）

㈡　運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理することとした。（第一一条第二項関係）

㈢　運用業務担当理事は、独立行政法人通則法第二〇条第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命することとした。（第一二条第一項関係）

3　運用・監視委員会の新設

㈠　機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置くこととし、業務方法書、中長期計画、年度計画のうち寄託金運用業務等に関する事項及び４の㈤の基本方針については、同委員会の議を経なければならないこととした。（第二〇条第一項及び第二項関係）

㈡　運用・監視委員会は、寄託金運用業務等に関し、実施状況を監視することに加え、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができることとした。（第二〇条第三項及び第四項関係）

㈢　運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命することとした。（第二二条第一項関係）

4　業務の追加

㈠　機構に、次の業務を追加することとした。（第二三条関係）

(1)　国立大学寄託金の運用を行うこと。

(2)　大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

㈡　国立大学寄託金の運用は、有価証券（株式を除く。）の売買、預金又は貯金、信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託、金融機関等に対する有価証券の貸付け、債券オプションの取得又は付与、先物外国為替の売買、通貨オプションの取得又は付与など（デリバティブ取引にあっては、運用に係る損失の危機の管理を目的として行うものに限る。）の方法により安全かつ効率的に行われなければならないこととした。（第二六条関係）

㈢　機構は、㈠の(2)に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る勘定に属する資金を運用するに当たっては、㈡に掲げる方法以外の方法によってはならないこととし、この運用については、独立行政法人通則法第四七条の規定は、適用しないこととした。（第二七条第一項及び第二項関係）

㈣　文部科学大臣は、㈢の運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならないこととした。（第二八条第一項関係）

㈤　機構は、㈣の通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととした。（第二九条第一項関係）

5　財務及び会計

㈠　機構は、次に掲げる業務については、当該業務以外の業務に係る経理と区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこととし、これらの勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所要の特例等を設けることとした。（第三一条第一項及び第三二条第一項～第五項関係）

(1)　４の㈠の(1)に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

(2)　４の㈠の(2)に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

㈡　機構は、㈠の(2)に掲げる業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は機構債券を発行することができることとした。（第三三条第一項関係）

㈢　政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務について保証することができることとした。（第三四条関係）

6　その他

財政融資資金は、令和三年度から令和五二年度までの間において、財政融資資金法第一〇条第一項の規定にかかわらず、５の㈠の(2)に掲げる業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け及び機構が発行する機構債券に運用することができることとした。（附則第五条の三第一項及び第二項関係）

7　施行期日等

㈠　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第五条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。